

降雪により被災した農業用施設の撤去・再建 に向けた支援について

東京都では、平成26年2月の降雪によって被災した農業用施設を撤去・再建して農業経営を継続しようとする農業者に対し、下記のとおり支援を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1 事業名

東京都被災農業者向け経営体育成支援事業

2 事業概要

国の「被災農業者向け経営体育成支援事業」を活用し、農業用施設の撤去・再建に必要な経費の一部を補助する。

(1) 事業主体

区市町村

(2) 事業の内容

- ① 倒壊したハウスや畜舎等の農業用施設の撤去に要する経費の補助
- ② 農業用施設の再建に要する経費の補助

(3) 補助対象者

被災した農業用施設の撤去・再建を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者

3 補助率等

(1) 倒壊した農業用施設の撤去に要する経費

国：1/2 都：1/4

※ 地方公共団体が1/2相当を負担することを前提に国は1/2相当を補助
地方公共団体分については、都と区市町村で負担

(2) 農業用施設の再建に要する経費

国：1/2 都：2/10

【問い合わせ先】

産業労働局農林水産部農業振興課

電話 03-5320-4833 (直通)